

事業税

個人の事業税

納める人

県内に事務所・事業所を持ち、次の事業を行う個人

区分	事業の種類
第一種事業	物品販売業、不動産貸付業、製造業、駐車場業、運送業、請負業、飲食店業、その他一般の営業等の37業種
第二種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業の3業種
第三種事業	医業、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業、弁護士業、装蹄師業、コンサルタント業、理容業、美容業、その他の自由業等の30業種

納める額

◆ 税額の計算方法

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{前年の事業の総収入金額}} - \boxed{\text{(事業専従者給与(控除)額を含む)事業の必要経費}} = \boxed{\text{所得金額}} \\ & (\boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{各種控除額(注1)}}) \times \boxed{\text{税率(注2)}} = \boxed{\text{税額}} \end{aligned}$$

● 所得金額の計算方法は、原則として所得税における事業所得又は不動産所得の計算方法と同じですが、個人の事業税では、青色申告特別控除の適用はありません。

● 事業専従者給与(控除)額は、次のとおりです。

- ・青色申告者 青色事業専従者に支払われた給与額
- ・白色申告者

┌	配偶者 86万円
	その他 50万円

(注1) 各種控除額

- ・事業主控除 … 290万円 (事業期間が1年に満たない場合は、月割)
- ・損失の繰越控除 (青色申告者のみ)
- ・被災事業用資産の損失の繰越控除
- ・事業用資産の譲渡損失の控除・繰越控除 (繰越控除は、青色申告者のみ)

(注2) 税率

- ・第一種事業 … 5%
- ・第二種事業 … 4%
- ・第三種事業 … 5%

ただし、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業は3%

申告と納税

● 申告

・3月15日までに事務所・事業所所在地の都道府県に申告しなければなりません。所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出した人は、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。

・年の途中で事業をやめた人は、やめた日から1か月以内に申告することになっています。

● 納税

県税事務所から送付される納税通知書(納付書)により8月(第1期)と11月(第2期)に納めることになっています。

なお、税額が1万円以下の場合は第1期に一括して納めます。

個人の事業税・自動車税(種別割)の納税は便利な口座振替で(詳しくはP39参照)

法人の事業税

納める人

区 分		法人事業税
県内に事務所、事業所(本店・支店・工場など)を設けている法人		○
県内に寮・宿泊所・クラブなどのみがある法人		—
県内に事務所等又は寮等を設けている、法人でない社団又は財団で 代表者や管理人の定めがあるもの	収益事業を行うもの	○
	収益事業を行わないもの	—
公益法人	収益事業を行うもの	○
	収益事業を行わないもの	—

○が申告・納税義務があることを示します。

納める額

区 分	法人の種類	課税標準の区分		税 率		
				令和元 (2019)年 10月1日 から	令和2 (2020)年 4月1日 から	令和4 (2022)年 4月1日 から
①所得金額 課税法人 (②、③、 ④以外の 法人)	普通法人	所得のうち年400万円以下の金額		3.5%	3.5%	3.5%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額		5.3%	5.3%	5.3%
		所得のうち年800万円を超える金額		7.0%	7.0%	7.0%
		3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得		7.0%	7.0%	7.0%
	特別法人 (農業協同組合、 信用金庫、医療法人等)	所得のうち年400万円以下の金額		3.5%	3.5%	3.5%
		所得のうち年400万円を超える金額		4.9%	4.9%	4.9%
②収入金額 課税法人	電気供給業(送配電部門)、導管ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人	収入割	収入金額	1.0%	1.0%	1.0%
		特定ガス供給業を行う法人	収入割	収入金額	1.0%	1.0%
	特定ガス供給業を行う法人	付加価値割	付加価値額	—	—	0.77%
		資本割	資本金等の額(注1)	—	—	0.32%
③外形標準 課税法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(②及び④、公益)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	0.4%	0.4%	1.0%
			所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	0.7%	0.7%	
			所得のうち年800万円を超える金額	1.0%	1.0%	

	法人、特別法人等を除く)(注2)		3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人	1.0%	1.0%	1.0%
		付加価値割	付加価値額	1.2%	1.2%	1.2%
		資本割	資本金等の額 (注1)	0.5%	0.5%	0.5%
④電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給業を行う法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	収入割	収入金額	1.0%	0.75%	0.75%
		付加価値割	付加価値額	—	0.37%	0.37%
		資本割	資本金等の額 (注1)	—	0.15%	0.15%
	上記以外の法人	収入割	収入金額	1.0%	0.75%	0.75%
		所得割	所得金額	—	1.85%	1.85%

(注1) 平成27(2015)年4月1日以後に開始する事業年度分から、資本割の課税標準である「資本金等の額」について、法人税法に規定する資本金等の額に無償増資の額を加算し、無償減資又は資本準備金等を取り崩して欠損てん補等に充てた額を控除するとともに、当該加減算後の「資本金等の額」が、「資本金」と「資本準備金」の合計額を下回る場合は、「資本金」と「資本準備金」の合計額を、資本割の課税標準とすることになりました。

なお、平成27(2015)年4月1日より前に開始する事業年度については、資本割の課税標準は、上記の加減算後の「資本金等の額」となります。

(注2) 令和6(2024)年度の税制改正により、令和7(2025)年4月1日以降に開始する事業年度から、以下の要件をすべて満たす法人は、あらたに外形標準課税の対象となりました(一部例外あり)。

- ・前事業年度が外形標準課税の対象
- ・事業年度末において、資本金が1億円以下
- ・事業年度末において、払込資本の額(資本金+資本剰余金)が10億円超

分割基準

法人事業税の分割基準は、平成29(2017)年3月31日以後に終了する事業年度から次のとおりになっています。

事業		分割基準
非製造業	銀行業、証券業、保険業、運輸・通信業、卸売・小売業、建設業、サービス業等	課税標準の1/2: 従業者数 課税標準の1/2: 事務所・事業所数
	製造業	従業者数 (資本金又は出資金の額が1億円以上の法人は工場の従業者数を1.5倍)
鉄道事業、軌道事業		軌道の延長キロメートル数
ガス供給業、倉庫業		事務所等の固定資産の価額
電気供給業	発電事業	課税標準の3/4: 事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4: 事務所等の固定資産の価額
	一般送配電事業、送電事業及び特定送配電事業	課税標準の3/4: 事務所等の所在する都道府県において発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路の電力の容量(Kw) 課税標準の1/4: 事務所等の固定資産の価額
	小売電気事業	課税標準の1/2: 従業者数 課税標準の1/2: 事務所・事業所数

申告と納税

法人の県民税の「申告と納税」(P15)参照。

特別法人事業税・特別法人事業譲与税

平成31(2019)年度地方税制改正において、法人事業税の一部を分離し「特別法人事業税」及び「特別法人事業譲与税」が創設されました。

● 特別法人事業税(国税)

法人事業税(所得割・収入割)の税額を課税標準とし、法人事業税と併せて都道府県に申告し、納めることになっています。

	区 分	課税標準	令和元(2019)年 10月1日から	令和2(2020)年 4月1日から	令和4(2022)年 4月1日から
特別法人事業税 の税率	所得課税普通法人	所得割額 (税額)	37.0%	37.0%	37.0%
	所得課税特別法人		34.5%	34.5%	34.5%
	外形標準課税法人		260.0%	260.0%	260.0%
	電気供給業を行う法人 (送配電部門を除く)	収入割額 (税額)	30.0%	40.0%	40.0%
	特定ガス供給業を行う法人		30.0%	30.0%	62.5%
	収入金課税法人		30.0%	30.0%	30.0%

● 特別法人事業譲与税(令和2(2020)年度から譲与)

特別法人事業税の税収は、人口であん分され、国から都道府県に交付されます。

地方法人特別税・地方法人特別譲与税

平成20(2008)年度地方税制改正において、地域間の税源偏在の是正に早急に対応するための暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」及び「地方法人特別譲与税」が創設されました。当該、暫定措置は令和元(2019)年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止されました。

● 地方法人特別税(国税)

法人事業税(所得割・収入割)の税額を課税標準とし、法人事業税と併せて都道府県に申告し、納めることになっています。

	区 分	課税標準	平成26(2014)年 10月1日から	平成27(2015)年 4月1日から	平成28(2016)年 4月1日から
地方法人特別税 の税率	所得金額課税法人	所得割額 (税額)	43.2%	43.2%	43.2%
	外形標準課税法人		67.4%	93.5%	414.2%
	収入金額課税法人	収入割額 (税額)	43.2%	43.2%	43.2%

● 地方法人特別譲与税(平成21(2009)年度から譲与)

地方法人特別税の税収は、人口(1/2)及び従業者数(1/2)であん分され、国から都道府県に譲与されます。